瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

# 瀬戸市条例第27号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年瀬戸市条例第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(公務災害補償を受ける権利)

(公務災害補償を受ける権利)

第2条 団員が公務により死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は公務による負傷若しく は疾病により死亡し、若しくは障害の状態とな った場合、又は消防法第25条第1項若しくは 第2項(これらの規定を同法第36条第8項に おいて準用する場合を含む。) 若しくは第29 条第5項(同法第30条の2及び第36条第8 項において準用する場合を含む。) の規定によ り消防作業に従事した者(以下「消防作業従事 者」という。)、同法第35条の10第1項の 規定により救急業務に協力した者(以下「救急 業務協力者」という。) 又は水防法第24条の 規定により水防に従事した者(以下「水防従事 者」という。) 若しくは災害対策基本法第65 条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措 置法第28条第2項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) において準用する場合 及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項 の規定により読み替えて適用される場合を含む。

第2条 団員が公務により死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は公務による負傷若しく は疾病により死亡し、若しくは障害の状態とな った場合、又は消防法第25条第1項若しくは 第2項(同法第36条において準用する場合を 含む。) 若しくは第29条第5項(同法第30 条の2及び第36条において準用する場合を含 む。) の規定により消防作業に従事した者(以 下「消防作業従事者」という。)、同法第35 条の10第1項の規定により救急業務に協力し た者(以下「救急業務協力者」という。)又は 水防法第24条の規定により水防に従事した者 (以下「水防従事者」という。) 若しくは災害 対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子 力災害対策特別措置法第28条第2項の規定に より読み替えて適用される場合を含む。) にお いて準用する場合及び原子力災害対策特別措置 法第28条第2項の規定により読み替えて適用 される場合を含む。)の規定若しくは災害対策

改正前

)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は、応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

# 第5条 <省略>

### 2 <省略>

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は、応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

# (補償基礎額)

# 第5条 <省略>

### 2 <省略>

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又 は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事 者若しくは応急措置従事者(以下「団員等」と いう。)の死亡若しくは負傷の原因である事故 が発生した日又は診断により死亡の原因である 疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾 病の発生が確定した日において、他に生計のみ ちがなく主として団員等の扶養を受けていたも のを扶養親族とし、扶養親族のある団員等につ いては、前項の規定による金額に、第1号に該 当する扶養親族については333円を、第2号 に該当する扶養親族については1人につき26 7円(団員等に第1号に該当する者がない場合 には、そのうち1人については333円)を、 第3号から第6号までのいずれかに該当する扶 養親族については1人につき217円(団員等 に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶

養親族がない場合には、そのうち1人について は300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)から(6)まで <省略>

4 <省略>

(1)から(6)まで <省略>

4 <省略>

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以降の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。